1個人
41. ジャヴァード・ラヒーギ
Javad Rahiqi
イラン原子力庁（AEOI）イスファハン・ニュークリア・テクノロジー・センター所長
Head of the Atomic Energy Organization of Iran (AEOI) Esfahan Nuclear Technology Center
その他の情報：生年月日：1954年4月24日；出生地：マルシャド

○外務省告示第三百六十一号

国際連合安全保障理事会決議第千九百二十九号（平成二十二年外務省告示第三百五十六号）に関し、同決議主文七に基づく核技術等に関連するイラン、その国民、イランにおいて設立された若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体、又はそれらにより所有され若しくは管理される団体による投資を禁止する措置の対象となる業種を別表のとおり指定する。

平成二十二年八月三日

外務大臣　岡田　克也

別表

一　次に掲げるものの製造業
イ　ロケット若しくはその打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料
ロ　原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質
ハ　航空機（無人航空機に限る。）
ニ　イからハまでに掲げるものの附属品、イからハに掲げるものの若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置
二　前号イからニまでに掲げるものに係る機械修理業
三　第一号ハに掲げるものを使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業
四　ロケット又はその打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業
五　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二の項及び四の項に掲げるものの製造業
六　核原料物質の鉱業
七　電気業（核燃料物質を用いるものに限る。）

○外務省告示第三百六十二号

国際連合安全保障理事会決議第千九百二十九号（平成二十二年外務省告示第三百五十六号）に関し、同決議主文八に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を次のとおり指定する。

平成二十二年八月三日

外務大臣　岡田　克也

別表第一号から第五号までに掲げる貨物若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品（以下「貨物等」という。）のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売、移転、提供又は当該貨物等のイランにおける製造、維持若しくは使用

別表

一．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（一）に掲げる銃砲のうち、加農砲、榴弾砲、加農砲若しくは榴弾砲の特性を兼ね備えた火砲、迫撃砲又は多連装発射ロケットシステムであって、七十五ミリメートル以上の口径を有し、主に間接照準射撃により地上目標を攻撃できるもの
二．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（二）に掲げる爆発物又はこれらを発射する装置のうち、次に掲げるもの
（一）誘導又は非誘導ロケット及び弾道又は巡航ミサイルであって、弾頭又は破壊兵器を搭載する能力を有し、二十五キロメートル以上の射程を有するもの、これらのロケット又はミサイルを発射するために特に設計又は改造されたもの、並びにこれらのミサイルの特徴を有する遠隔操作機（前号及び次号から第五号に掲げるもの並びに地対空ミサイルを除く。）
（二）携帯式地対空ミサイル（ＭＡＮＰＡＤＳ）
三．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（七）に掲げる軍用車両のうち、次に掲げるもの
（一）高度路外機動力及び高度自己防衛能力を有する装軌式又は装輪式自走装甲戦闘車両であって、空車重量が十六．五トン以上あり、口径が七十五ミリメートル以上の高初速度直接照準主火砲を装備したもの
（二）装甲防護を施した、路外走行能力を有する装軌式、半装軌式又は装輪式自走車両であって、四人以上の歩兵分隊輸送用に設計及び設備されたもの又は口径十二．五ミリメートル以上の兵器若しくはミサイル・ランチャーを一体式若しくは固有装備したもの
四．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（八）に掲げる軍用船舶のうち、次に掲げるもの
（一）基準排水量五百トン以上の船舶又は潜水艦であって、兵装又は軍事用の装備を施したもの
（二）基準排水量五百トン未満の船舶又は潜水艦であって、二十五キロメートル以上の射程を有するミサイル又はこれと同等の射程の魚雷の発射機能を装備するもの
五．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（九）に掲げる軍用航空機のうち、次に掲げるもの
（一）固定翼又は可変形態翼の航空機であって、誘導ミサイル、非誘導ロケット、爆弾、火器、火砲その他の破壊兵器を使用して目標攻撃できるように設計、装備又は改造されているもの（これらの航空機の派生型であって、電子戦、防空制圧又は偵察専門の任務を果たすものを含むが、主に訓練用航空機として開発されたもので、上述の設計、装備又は改造されていないものを除く。）
（二）対機甲、空対地、空対水中又は空対空の、誘導又は非誘導兵器を以て標的を射撃できるよう設計、装備又は改造された回転翼の航空機であって、これら兵器の統合射撃統制及び照準システムを有するもの（偵察又は電子戦専門の任務を果たすこれら航空機の派生型を含む。）

○財務省告示第二百五十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三日

財務大臣　野田　佳彦

第一号中ワをヲとする。
第五号を第六号とする。
第四号の次に次の一号を加える。
五　法第二十条第五号に規定する資本取引のうち、居住者による非居住者（イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものにより実質的に支配されているものに限る。）に対する会社（核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種を指定する件（平成二十二年八月外務省告示第三百六十一号）で定めるものをいう。）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分の譲渡

○財務省告示第二百五十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月三日

財務大臣　野田　佳彦

第一号ヌ中「イランへ」を「外国へ」に改め、「いう。」の下に「又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定する件（平成二十二年八月外務省告示第三百六十二号）で定めるものをいう。）」を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）